



荆國起原

2110
15



2110
15



開國起原卷十四

開港場止宿及貨幣之談判下

西墨利加官吏上引令儀有相伺書付

井上信濃守

岡田備後守

法程中上西墨利加官吏情願以次第免許法度
之件私共見込之趣夫中達之要猶又右ノ條

之内百善利和商人等下回若欲引移且亦更其
 隨後其の諸品出買之儀其作官吏之右二港之
 定之境外に出る免許請度之趣書付を以て委細申立
 本文書付之儀を去月廿七日差出之付籠込申付
 右寫出勘定書付等相違申合之由入申覽
 並に執中書付等相違申合之儀を奉申付
 以て有来之勘定書付等百善利和人所用之由下回箱籠
 之由之地を借家作を新建申立之儀を和蘭條約
 第廿二條第廿三條之基に申立之儀を右に以
 程申立之由を通前第廿條之儀を長考申立之由仰

海舟書屋

渡之趣も有之進之取進相成其儀も廣引合申
 立之由を不致治定之由相合申立之由等委細申
 立之由彼方より之由最初番取替相成之儀條約を
 以て治定之由の之押括之由國條約第廿九條之趣を
 主張之由右長崎奉行と和蘭人と條約者取替
 之由より則百善利和人も同取替免相成之由
 唯今に至るまで五人の水元あり其の免許を
 奪ふ之由儀を難申杯屈曲理を設申難浪申出
 以上條約取進右成之由應接之由重子申論之由
 目詰り第廿二條出寫仕居向土藏等是之由之由

三度草修復新規取建之も事切之相面水
石之上和蘭商館取着銀を以日本職人雇材木
買入之事之有之也付之右新規取建之申
之押之家作之儀和蘭人招着銀を以新規取建
之則地所を借請和蘭土人を着任を起意之也
之之可申出之願然之儀之之条之抄録を
要之之其張彼等辞柄を申中を譯之之五り不
中且豆國商人を可引移之申意を同必鯨漢船點
發日本北海へ往來之年一時若館へ入津之之也
同所之薪水食料之外諸式拂底物中猫獲鎖帆木

海舟書屋

綿糸牛羊糸亦必用之品類年首角は開港在年
其之其給之之右若何分日車人之之給請儀難
外所之自右用弁之之其筋商人本國を引移居
之の儀之右和蘭條約之基之新意可相逆之の
存念亦在之儀之猶劫条法之之下田之儀之官吏
之之右舎取建之之付之右構内へ和蘭人之振合を
以前之商人等若信之之儀之之之細も之之
之之之元來和蘭之儀之彼之政府之交易之領事
館之始附屬之業人共何之之右交易之助を取扱在
之の存假令以上外和蘭商人其長家出島館内之為

位をともて五雲利加官吏の儀を同くし利益の
 道を開き一報扱をいふにせし高貴を商人とも所
 置を自政府におろし御も拘るにせし中五右連の
 商人等官吏館構内へ差出る儀を為す然れ上
 去官吏館舎取建古構内へ為位を儀を可差許との
 取計の難は届且箱館の儀を最書に趣意を以て於以
 相断を承き至るに同中五右連有る尤五右商人
 等勝を以て引移ると中儀を際限もなきに付右
 位差免しに上り官吏の得と中談二港とも人数を定
 る為引移を解密賣買取締の助等あり取極の扱

海舟書屋

可位裁三事と好也

一 官吏并隨從の諸品並買とて度との儀を條約
 中商店の物を撰むに條有る者趣を以て買調を儀
 とす不若尤代料の儀を言付にあり差出に款又を
 札可右海のり右を以て可每言お此程中運送の儀を
 承之末最書條約の儀を一時書翰の者に所置を取極
 るに於ては在位に官吏も可及不助にせし度中五
 とては札右海の儀等引可致と業を色せし者一辨
 之事情甚矣仕るも土着同扱在位にありて
 一時海舟の儀の事一窮屈を取扱にせし

事實に於て穩當とも難中候旨彼懇願に任せて
 後官吏并隨從とも不限り通用金銀砂引替に
 渡り買ひ儀序免相承り方可然部と書存也
 一 官吏に其官職に免許を以て下田若館とも七里五里
 境界に不拘と儀有る條約に趣意貴賤に無差
 別可相守に勿論に有る事と申定む境外に出る儀に
 難成候に程も申達する儀に申付申すに趣意に
 元來官吏を下田若館より其日本全國にありて
 墨利加政府の差越に其の申付長等若館に外他
 所へ差越にも申付申すに申すに然る事と申すに全

海舟書屋

薪水食料等欠乏の品を給し又其漂流民格恤等
 之の事趣意を以て下田若館に二港を所開有る然る事
 其本往きの事と申すに其の諸件を進退指揮に
 之の事と申すに官吏も其趣意に日本全國に涉りて
 杯との儀とも曾て不相心得既の條約其一條其
 人之高下貴賤を不偏と有る事官吏の官職に
 之の事趣意の外に可出と儀に難申趣押込に可申達
 部とも其の事と申すに其の諸事一體條約に日本
 國と合意國とも其人民永世不朽に和親を祈結に
 場所人柄の差別なき事と申すに條有る且官吏も西洋

他邦小生系各土若在任又其官職之屬也
 以里數之境界不拘自中徘徊之趣等第
 中之儀之詳去月廿六日金銀量目替引令
 多之支配阻礙甚多為及應接之處最宜以心
 土民之引移之儀并堺外出之二十條之重大
 事件之免許之有無之急速之戰爭之可引起
 金銀量目替等之儀之有之競之得之至之小事
 殊戰爭之相成之浸之為之條約之とも悪く反
 古之相成之助之付金銀量目替等唯今取極之
 其論之先至重之事件治定之之之之之之

一切各之難及尤最者戰爭之儀之敢之巨國之可
 引起之之之他之事件之可中其甚之存當
 之儀之可之也時日本之危難小臨之居其之所置之由
 吾之害難防之災害相生之可中之必然之儀若官吏一
 小度江之表之難出其筋高之可中對之事件之利
 害巨細言上之儀出之難免危難之久之解除
 政之日本之大幸之可中其甚之計方之也其儀
 所許容之之之實に之之之災を以て招成之之致
 一方之之之中之之之之之取敢不中由
 之歸中之之之今之情願之可貫たれ言之巧之威

と割合を請取を積取極中候一体に儀の書條
と落着く上於邊の中候積取極中候
右見込の趣を奉伺候以上

三月二日 (安政四己年)

蘭文譯

千八百五十七年四月廿一日日本下田小於不

アメリカ合衆國のコンシエラゼラール館に於て

下田鎮臺

エキセルレンシー 尊井上信濃の太主并岡田備後の太主に

海舟書屋

我等の際小於に於てお達し候事箇條より付書答を汝
より出さしむ候望を今予を述ぶ千八百五十五
年五月合衆國水師少将リウテラント館よりして英と日
本海軍に於て測量を為すアメリカ國スマルデル
城指揮官海ロットシルス名 日本司人より神奈川
條約第七條に於て如く開港の趣を告ぐ事あり
と見ゆ

合衆國の船隻等の寄に開きたる港より本海軍より
金銀の錢幣并其他の物品を以てアメリカ船より
要用ある他の物品と換ふる事を許す」と約を

り日本政府より是より寄附當時極め置くと
といふ規を定めて

予き問ふ是は其七ヶ條日本紙文の正しき寫あり
其且の條を問ふアメリカ船の爲る必要用ある物と
いふ語は其公國條中よりある哉

又予き此君より預ふ千八百五十五年日本とあり
アメリカの土人亦人トレン 尊ふリート名並ドヘルチー人の

何の故り下田とあるを命せられ其を説明せし
を以疑問の付貴君の返答に予をして十分満足せし
むる意の者なりきを予全く決一省之予面目を得て

海舟書屋

貴君より更々格別の尊敬を示は

帝國日本と孰くはアメリカ合衆國の

コンシユルゼ子テール

トウセンセント、ハルリス名記ス

真譯ナリ

セユースケン

皇朝利和官更美出の書面及上の儀と付

十上の書付

井上信濃守

岡田備後守

此達より中へ通し申上るるに、三書利加官吏に引合
席へ規定書并添付の同中人止出納等々係有極文
字書付是出翻訳中付申上全銀量目替を以て箇
條を書面為取替積申上引合相漏條約並
系の内心浸方共外へ儀志岩書付是申上依
之書類右添付申上以上

三書利加官吏に相答書付

海舟書屋

合衆國コンシユルゼ子テール

トウシセントハリス足下へ

以程書面を以て物問致す件々々答

一 初々條三書利加測量兵一隊を指揮するリウテ
子ント。ロツトシルス小日本司人神奈川條約第七
條へ儀合意の松其為に開く事港を訪ふ時全銀
錢及他の物件を他の物件より彼等のたえ必要と
する如きもの小取替を事を許すとの事と符合を以
てしと示さし申上る事第七條和語譯文潔白乃寫款
執申被せられたる必要とする如きものと被辭此條

の申すに等しき同様に、本條約七ヶ條條文左の如
 合衆國船隻の來泊を准されたる二港内にて
 此處日本政府より此の爲に設けたる約定の如
 く金銀通貨及び品物を以て各種の品物と
 交換するを准すべし

一 二ヶ條目互に墨利和士人リード及ハトヘルチ小令一下
 國を去らぬ箱館におるる陸小吏等許しを拒
 しむる儀素より右の者は其薪水食料等を調へ
 ぬきため下田港に來せし小其以前より滞在の島西
 豆人とリード等示談おるる同人等の來去一船を

海舟書屋

貨を以て島人を歸せしめりリード其外はスクリー子ル船泊船
 迄此處に儀すまは條條を情に付其處此處を差許す
 ぬれともスクリー子ル船泊所は歸港の上も善無任此處
 又其向後右を倒し其儀を難成すに付右船歸港次
 其彼是なく引揚ふる處とすといふ令とすといふも自今條
 約のヶ條の甚き處得る吾國かといふ一時當分の止
 ぬあつた難成と申筋のいふも右船を返す所は海
 來れコモドールチヨンロツビルス并リード等より箱館に當分
 居住の儀を同所事かといふ書面を以て申すに付右當分と
 いふ言はるる五日或は七日を過ぎ一月二月小過きたる事小

と右リード等の妻子を携へて来りて居候事
此の汝の國より此の島へ來りて居候事
分の意をわづらひしは、左の條約の基きてい政
府に對し、此の由をいふ事、若し館奉行より書面を以て
たり上陸を拒み、事いふ事、右の條約の基きてい政

己四月八日

井上信濃守 花押

岡田備後守 花押

安政四年丁巳五月六日 備中守 右邊

海舟書屋

海防掛

賞

下田箱館の五國商人可引移との儀を令し條約
も之を以て廢し、既に和蘭とも館内は高の政
との差置を儀を以て、間いつても條約二十條の文意
を基きて、其論を盡し、相断り、拒可し、其儀

一 官吏并隨從の者、限り通用金銀錢引替右邊
此買は免し、儀を一時未始とすとも、速に左位政
此上を日用の品、直買し、儀を以て、據り、助に有、官吏に
り日用の品、調へ、其儀を以て、金銀錢引替右邊の儀を

何之通在公海隨從之者之命也之小詞廣之遊子
 辭種不致一可申致也難計也官吏并同人隨
 從中回信在者之限之亦差免之積且日用外之
 品之買込並濟者之船之送公等之採取
 計金高人數等之厚之勘弁を加之往之不取締之
 生一中無際限之不至於規則之定也其取計の
 一官吏之下田若館之七里五里之境界之不拘之儀
 今之異日遊出之儀之以上之境外に出之也
 路等之在港之此宿之亦差免相集之也其國中
 何地之不限自在之旅行致一際限も之之不容易

海舟書屋

筋付七里外に出之儀不其來趣心力之盡一裁應之
 穩一中論之採可也其在尤有吏應接之砌中之在
 難破松有之其七里外之能也越採之其
 其支之可之其有等非常之儀之時小臨之取端
 取一應受之取計有之之不容易同右之趣之談判
 取一採可也其海舟

右之趣之其心得巨國商人引移之儀七里五里之境
 取相守之儀也何事之不容易筋付之其官吏必至
 之情願之其等之通之其水端之取心之得
 之其國家之其等之其力之其何事之其條約面之押之

右ノ通下田事ハハ 右邊ノ事ハ可ハ得具ニ忘事

下田表ニありテ 西墨利加官吏ハ

應接ノ上取極ニ件

近々中ノ事ニ西墨利加官吏ハ引合ニ屬シ出
羽着著以来從篤ニ談合ニ上耶廿六日迄ニ未

應接治定仕多趣在ノ中上候

一 下田若館ありテ 西墨利加 外出歩ニ儀ニ 兼テ入候
聽取ニ通官吏必至ニ 情願ニ再ニ應接ニ在

海舟書屋

其得在 何分 謝切ニ 謝ニ 西墨利加 官吏 中上 西墨利
趣ニ以 向後 難難 形等 切迫ニ 場合ニ 儀ニ 兼テ
外ニ 出歩ニ 儀不中 出歩ニ 取極 中候

一 下田若館ハ 西墨利加人引移ニ 儀ニ 下知ニ 趣ニ 以 未
及 況 漫ニ 事 條約 其 四ノ 條ニ 内 他ニ 諸 國 小 事 亦 出
々々 中 儀 推 押 外 必 々 条 約 取 結 之 國 々 互 其
土地 以 双方 之 土 人 等 差 置 地 所 貸 事 家 作 勝 事 一 取
建 之 儀 下 付 日 中 儀 亦 前 事 條 約 漏 々 上 之 無 對 商
人 引 移 事 亦 不 苦 難 事 通 之 中 之 通 被 心 於 之 品
等 事 以 之 趣 等 趣 之 中 之 且 下 田 之 方 以 官 吏 引 移 事 亦

西國之海軍多事件却多一取扱之得共箱館表之
 儀ハ以上鯨漁船被渡来ハ一在系組多輩之者共
 之商人共計之る者自然不取締之儀も出来の中を必
 定之付有必之問之取深く掛念致之儀付ライスコニ
 二九 官吏之人在任者致意者中ハ右之條約外之儀
 商人一同中立之趣難く申毎品々申談之共何分
 取伏不仕之付控勘弁共之者此程評議取一中上
 之箱館表上渡来ハ一 巨國エゼント之由中立之儀
 此表上留之官吏中ハ此之趣之者此分其不審之慮ハ
 之之之付私共見込之次第中上之處一昨廿五日右箱館

海舟書屋

以 諸越下居之エゼントライスコリ 此表官吏ハ美越在者
 箱館可届道之儀付下居渡来之由之申之申勘定之儀
 等之り美越在之付右書翰上封之押之之申之章
 文字翻譯者致之者日本若船之由之 巨國利ハ
 今之巨國商○エゼント館之有之破之政府之印之申之相
 違之之者之者見之在之之今之儀之極之者ハ之
 写者致之之者前書由表官吏中立之次第も之之者若
 館之見込之之趣往之相拒之儀之難切届助之者
 之旨以下知之趣ハ此之儀之得共之者之之意味之合決
 断仕右ライスコリ箱館直之右渡来之之引合之之機會之失

の意味も有る旨先相渡り申昨廿六日於此
 申更に於序用所再々應接の上ライスコシユル
 并商人とも相解り方ハ末午年七月後下田商人
 差込に儀ハ若銀とて送ハ鯨漁船等渡来り申
 儀に付今己年分三ヶ年々後差込に積取極来
 儀に付中

一 省吏并隨從者共直買儀ハ序下知趣と以
 差免し尤下田住居者不限り儀等厚く申談
 此等儀依仕儀ハ此程

一金銀量目替付吹減等失費と為メの請取申合

之儀先達申中より申立申通五分の外難申出申中
 此等儀共控精談判上六分請取積取極申中
 右通来取極其解先達引合上申角申中上
 申立申形と為メ長壽臣宗港儀外三ヶ條一同一紙に相
 認條約附録と題し書付為取替積取廿六日
 談定相懸省吏渡来後進申立申件と案く相渡可
 申立儀と申中申立旨右件規程書者取替相淋
 次第今般序渡り下申上
 序判物と彼所持積取申中と互に大統領調判と證
 書と照應し上申下以戸表に積出申通可申上趣

重大之事件私共限之可議心告及談判異之儀之序
應依之不取敢以每中上在以上

五月廿七日

井上信濃守

中村出羽守

去月廿五日同廿六日在留正國省吏之對話書并冊

井上信濃守

中村出羽守

海舟書屋

美出中依之改每申上取以上

望五月朔日

正國官吏

對話書

已五月廿五日於市用所信濃守正國官吏及

應接之趣在之通居之在

一應族授早

時方

一先達之中之之熟篤之屬之以候之中以之有他

邦之情状も相分り互に謙実も貫き一脈之事
と忝存存

彼等

一 進言は誠實の思ひも相分り其は腹臆は談判
も出来い毎一私おろとも大業仕

一 今日面會中入る志重と申立は件々内政府の
意中趣も趣も有る美向談不致も不難相叶
尤右に論議も涉る儀存自然心懸可存存も
難計を得共公事志相互に心力を盡し一其底意中
談儀勿論に付嫌忌と不避申談も宜き漏忘

海舟書屋

申中情状も相存存

一 何事にも不意に申談仕るも職分も儀に付誠
實に申掛合も如何様も儀も心懸存
い不意に存存

一 嘗所并箱館に其国商人可置置と申立も方今
政勢何れ難必届尤永世共禁断いんは義も不意
免期も可存存其意も詳柄得も其許に申入
可相断言政府より申趣も不意に趣等推考も
致程能其政府に申達し一當分右等も申立も
相存一取扱も存存

一商人等... 像政府... 難... 沙汰...
 一取世途... 難... 沙汰...
 合... 夫... 其沙汰...
 尤... 以... 儀...
 付... 不... 論...
 予... 角... 計...
 一私... 件... 不... 義...
 尤... 以... 其... 容...
 一西... 理... 取... 不... 儀... 拒...
 論... 何... 事... 理... 拒... 二... 歸... 一... 意...

其... 實... 難... 有... 往...
 一... 不... 事... 一... 如... 遮...
 拒... 筋... 義... 其... 何... 分... 節... 難...
 最... 當... 方... 義... 味... 多... 路... 考... 亦... 令... 取...
 計... 意... 庚...

一... 殊... 實... 一... 辨... 居... 漫... 在... 條... 約... 其... 四... 條... 今... 而... 國...
 一... 漂... 民... 及... 以... 其... 人... 志... 他... の... 諸... 國... 上... 如... と... 有... 上...
 一... 地... 所... 欲... 借... 家... 他... 取... 建... 商... 人... 等... 其... 家... 為... 不... 通...
 一... 傳... 未... 多... 傳... 不... 蓋... 知... 杯... 可... 且... 筋... 二... 三... 五... 六... 七... 八... 九...
 一... 勤... 勞... 一... 計... 由... 難... 仕... 併... 如... 何... 取... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九...

一 通利より中入の通遊の許可を乞ふに付しり
及對の儀に付留方居合を這凡年限を立合具合に
拾心申す候に

一 何十年申立を以て出美を以て採可申出候に
承知仕度候

一 古蹟治定より六何の書面可者取替申書取替
よりより二十年を待候に候に

一 三十年の候に必法申可候に候に

一 三十年の相待より中入の通遊の許可を討候

一 若く通遊の許可を以て中入の儀より一商人差

置候に候に付しり申立二月十三日申立の書面より番細
中入の通遊の神奈川条約の肝要申すに候に自國の

鯨漁亦申渡すに申立要需の物品を乞ふ美より
送り申すに候に候に然るに帆木綿鐵鎖生外

牛羊おに肉類洋國の物に自國の是積越置
不申すに候に難に候に有右取扱に商人共出候に

若く候に引移を以て中入の儀より内より若く
表に改上自國の形に幅濶可候に候に

儀に難出候に候に難に候に

一 官吏の上下の差別は可なり然るも好むに於て其の如何なる
 日同様に心助を以て既に条約面觀望より一難を以
 義に付取締り儀ハ官吏に限る事ハ其の如何なる

一 官吏の上下の差別は可なり然るも好むに於て其の如何なる
 日同様に心助を以て既に条約面觀望より一難を以
 義に付取締り儀ハ官吏に限る事ハ其の如何なる

一 官吏の上下の差別は可なり然るも好むに於て其の如何なる
 日同様に心助を以て既に条約面觀望より一難を以
 義に付取締り儀ハ官吏に限る事ハ其の如何なる

一 官吏の上下の差別は可なり然るも好むに於て其の如何なる
 日同様に心助を以て既に条約面觀望より一難を以
 義に付取締り儀ハ官吏に限る事ハ其の如何なる

習士の中より其の長を推す

一 コンシエルの序に都令を以てエセント官を以て

如何可有と云

一 條約にコンシエルアケントを以て置くと云ふは

ントリても是れ又あるは

一 コンシエルエセントの外他邦に其の取締り

或る者人たるは

一 左に其の書面を以て知ると日より三十年以後商人

置る積尤商人の是れ其の取締り向等掛念

と助るは其の取締り役人等添可申す相定

海舟書屋

置役人等位階等其の書面を以て談可致左に

双方の事たるは

一 私共の存念も若し通るを條名目にして請を何

分難んは

一 コンシエルエセント之名目も其の條約は其の政府は

何分難んは其の外に其の事は

一 神奈川條約を以て其の世に其の切を成ると思ふは

一 其の通るは

一 新の條約を取結ぶに其の如何

一 其の政府の如何なるは其の儀有るは其の取締り

以上各格の在りも多し其の瑣細の儀も條約
振の筋の難取用也

一昨年未引令中 其條約外之虞も
古の互に全權故以て應答之取扱之に詳
事談判之上取計を裁の素より子細其
と存也

一其許等直買之義之此等事実は未
に談末之上時宜之所置相施し其の勿論
商人共取締之義以下有之可然且之掛
りも其の未爾に計置之事條約之振取

海舟書屋

計に政府の思一難取也

一今般改の事免許受不中其も各地の商人差
通の権ハ昨年之に依り各官邸に仰せ通
り之を其の事取之に違可下之併取成
権固り且國政府之に依り國政府之に兼
知ハ其の事也

一何事も政府の政府の議論有之此等共親引
念之と見込も不問其政府之に其の趣
之も控動亦お其加へ雙方之都合取之に計
其義也其取手切之挨拶中其の懇切之慮

与不存

一 過期中止の義と監査約を引付出談決成
取懇切の慮を以て振得共不得止候居を威控
を以て片答を以て所産を

一 何事も自分共の心体も控察談常を以て

一 往談通り取締候人より一々越りて其の身
分より威権の序國に對しても備居を以て
とて候

一 威控を以て取締も難事義取於出言も夫
夫之取扱不可成を以て

一 諸國人條約の情りも取扱以て一々前ハ右取締
人自國政府の節府と相成若館法事切に直
に引合の儀ハ子細を以て候

一 省府の人より上の若事も節若館法事切に直に面談に
取の儀ハ多きを以て備共政府の別府の唱を以て
則有共の事ハ付右ハ不取成は助を以て

一 若事ハ出言を以て和察カゼタシ同扱を以て取
扱を以て

一 與人ハ五人蘭人の見合を以て引附を儀ハ多きを以て

一 自國の事ハ不取の所業を以て取扱を以て

一 此も世々第一等國之人臣に對し不法之嫌有
 之者取締人其罪を糾む儀可也成歟
 一 支配下之制者各共該人之所望に任せし儀あり
 一 日中人臣宋利如人之對し不法之義甚き者右
 始末取締役之至事行所に中三對し輕重小者
 幸好之裁許之可任也
 一 諸事初初に訴ふ迄之義いふ吏迎も在り義取
 締役之も前取之取計ハ不取成歟之也
 一 訴之ハ誰も同様に得在身分に之の者幸好所
 之取扱も隨之不同自然威權も備り之也

海舟書屋

一 取上治定之は御合志書面より之を成
 一 書取之者何分情實を難免に成達之申す引
 合及山を併之も只此儀と成成且江戸表之義
 事執政之書心問も最早花押を漏今明日申す
 到者可致左儀を右之引合も有之儀之實
 今日有無之談判も決之成也
 一 既之仰之趣も之を旨心力と成之在之通
 決定仕度
 一 下回之商人等も之志千八百六十年五月七
 月四日

一 箱館に商人差置る者千八百五十八年

其七月四日

一 箱館にロイスコンシエル館前同時に差置る者

其思ふに差置るに書面を以て可仕候

一 箱館に中入を通コンシエル館前自差置る者不都合に付未

其差置るに差置るに積取除引令申上候

一 商人共差置るに免許の状を備居る者其在談

に趣難然止る旨右に通年限取立るに案付

有者其片不承知に上る者に免許を押し

たりしに差置るに積取計の外取立るに能

一 右様申上るに差置るに積取の状を可仕思召

取置共右に昨年商人の居位は免し右成に

付るに差置るに積取の状を可仕思召

其十年或は二十年右様申上るに積取の状を可仕思召

に趣も可申差置るに積取の状を可仕思召

取置るに積取の状を可仕思召

取置るに積取の状を可仕思召

取置るに積取の状を可仕思召

取置るに積取の状を可仕思召

取置るに積取の状を可仕思召

此直に書面書き出さる儀難し申事申す
ゼ子ラルルの支配受取の事
志則私の支配下と片産を以て決す
のこいせは存候

一 大なりくコンシエール或いエゼント杯名目を不顯取締役
人差置る積り申事限お延し
是可然知らば存候

一 役人方中より退き辞居く且商人取締り役
コンシエールエゼントに限る儀
儀志難お申事

一 市中に於て儀も
倉庫可致す許り
ト外より可然役名お
一 商人取締り
コンシエールエゼント
顯し
達す
度昨々
一 全銀量目
此後

一 市中に於て儀も
倉庫可致す許り
ト外より可然役名お
一 商人取締り
コンシエールエゼント
顯し
達す
度昨々
一 全銀量目
此後

篤之志を以て自らに對し少くともも從増方一取
計多指いし一々

一六下之上從増方之義志如何指し談之
此進も難取計候

一歩増之義難取集之を先別中入之下有東之
名目除之儀の承諾を致し奉り二々各々内一々
方之中条も亦立可然事候

一心力之及ひぬ文の談之從ひて得共右い何
分難取成義之候

右之通片座候

己五月

己五月廿六日於所用所信濃守出羽守臣國
官更に對話之趣在之通片座候

一應挨拶早

信濃守

一昨日申談之趣帰後同役にも申候考心
在處コンシユル并エセント箱館表に差置候候
難取候義之得共是迄之必おのり取候事

之為他必以是為出也夫コシユル也セト工限り義
 事外之助之役人等之等之也然此等之右各目差
 支之連取請人石置取計も右に取之也之等之許
 支能下之右安同所之也之等之義義之角之尤右
 志其國鯨漁船等平生同和之輔濟以之商人
 等之等之等之等之等之等之等之等之等之等之
 實之廉之也速之許容致之義故之修厚之
 之心得也

有吏

一 諸君等之修志素之心得存立之尤損儲表也

海舟書屋

入津之船不多也之右取之六ヶ歳藏新立之信留
 中取之得也之實之解家次其之付中上之義之
 市之應也

一 醫方里之儀ハ取之也中入之次其之修得共之許
 之惡請難然此之問再應勘考之也右之通之
 計之義之付其許之也中入之義之也之得
 之之應之也之也

一 箱館表之義ハ常之船和福濟以之也之義故商人
 等之等之等之等之等之等之等之等之等之等之

一 津島所ハ洋形ノ末津ノ遊遊ノ儀殊ニ
 狭隘ノ土地ヲ許居候事致々上ノ諸般不切ノ筋
 志ニ付買取ノ間商人等買取家先見合申取存
 一 唯今ノ津島事引移ノ儀出立許容申取候事
 凡此事々々其ノ事候迄々ノ様様ニ申如何
 申取可申候事也 和家條約ノ趣也
 旨事共一抄ノ許容申取下存候
 一 昨ノ申取候三件ノ内二件ニ既申立通候事
 志何事也 其方ノ都合事也 申取方於事申取
 動弁ノ勤事也 其旨候今申立通候事 故申

海舟書屋

許事 既方不都合ノ筋推察致一初申立上
 志儀伏有之可然事也
 一 昨ノ申取中其旨通商人共其旨免許ハ既昨申
 取候事 其旨買取前ノ事也 申取方不筋ノ事
 其旨事々々津島下申取ノ事候 申取方有之候
 取事少ノ年限申取候事 趣旨相立候事 申取方以上
 之取計ハ何カ力ニ難及候
 一 左ノ事 申取十年ノ後ニ申取可申取
 一 留今申取不都合ノ事ハ申取先ノ事 津島共遊々事
 利佛業西事也 津島事可致事 申取ノ理事也

一 取極中極之儀志何才之也の素りも其に
 出志相預中官者後令一時は十分の序定を其に
 往く右も序立切の儀志連も難に成私分中上
 其年限聊不常の儀志序定も皆無居二心
 序定定の下序定

一 至極尤の助も其得共無中序定通開港官合
 其無人心不都合の相有何事も出分之處程
 豫可致自分共の初肝儀を碎き及誅判不
 容易事相違美免の儀下付其許も自分共
 一 枉子應攝之取計も其序定

一 法謀實の序談故必悪者ハ不事其得共只
 外國人の心忌嫌ハ其儀の序趣意も其序入
 一 急了解難仕儀

一 忌嫌の儀志不決も其序定上も速も可も免
 其得共何分不都合の相及誅も其序定
 出羽也

一 其刺の序中序の儀趣意徹透も極尤の助も其
 其未夕江の表も其序定不附也の序論も其序
 其美子支の序中序の儀趣意徹透も極尤の助も其

在留之儀以上商人共之限り美拒を公助を喜ぶ
り之を以て裁す候

一 右取立打合せ仰等々を控へ拒むに懇切に候
其次第二十一年之末迄之て五十年之末迄
稍少趣意を以て可叶得共私儀之對
三十年之外志難及取計に

信濃守

一 十年之末迄之政府に對し決定難路儀之に只今中
立之趣を以て裁す五十年之末迄に

一 三十年之外志如何控へ候有之に力に難及に

海舟書屋

美一五十年之末迄を以て後義不相應之慮を
以て急歸必可候中付事候

一 右之取立之末迄以上遠談判を共にお尋中官委三件に
中々之趣を以て裁す可候在尤右館表居所等
裁ハ唯々難取極之旨彼地等以て可任差圖に

一 箱館迄事候之美邊取立之右に取立之可任自然不
都合之義も其旨彼地控へ官更等地方に借
家之建又其取掃を裁す許に認置中不
一 左より地所貸渡家作取建を儀美免尤事候之

美邊不可隨に認中候

一 其地多砂之保護を不愛を予志難未可也
 其後も認入中を併瑣末之事迄認入
 其文面混雜したる旨何事も於彼地居住
 其の可引合を積書面を年限并居住
 免る義の認置可也

一 右之可然に全銀量目智事合を裁ハ下之外
 増方出来中りる事

一 六下之上増方之儀志連も出来不仕有る治
 定は下處に下回居奉る中上之儀ハ書不
 殊事論は之座を以也

海舟書屋

國君之序中禮拜是仕所持之且は大統領調
 形之書付与照應之上密事之序談判可仕候

一 義知路之談判満之件と規定書之儀志下書
 突合之上都合次第本書有取懸可也

右之通は座

己五月

亞國官吏對話書差上之儀中上之書付

井上信濃守

中村出羽守

去月廿九日當月朔日在留臣固官更与之對話書或
冊差与中在依之此候中上在以上

至五月四日

己五月廿九日信濃出羽与於用所臣必在更
及對話与趣在之通臣在

一應挨拶早

出羽与

一信濃与美差向取調与序用筋有之今日志出舍
不致積中入与在得在控与刻来書与付与候早

海舟書屋

速中是也其程其越也事与存也

本文之朝通每官与以面合之象中越也其
用与在付自然与人欠席可也其難計与中
置与在交与候之至与中其義名与大与事
件与付是事共与人出席可也其與之取書面也
以与在之儀与存也

友更

一其程序出与可也其在得在差急也其
先一應可也上

一可美也

- 一 商人と中々義も多しるは是に元来日本利加人
 人々積少談し中々儀多し其程取極は如く候
 与後中々右不決定は承知可しる候
- 一 何事も重譯の上引合多し故は速く程意難計
 其得も多し書面中も此中多し義多し其方実
 在之心邊多し此今商人積有候
- 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
 多吉郎
- 一 拙者多欠候者有候
- 一 何故に留置候事有候也哉

- 一 一 義多し其差出候者有候
 - 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
 - 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
 - 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
 - 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
 - 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
- 出羽守
- 一 一 義多し其差出候者有候
- 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
- 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
- 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
- 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉
- 一 昨日多吉郎と交渉書面も如何に候也哉

相認之義之有之也

一 所為人狹所相識之義之有之也
所為人狹所相識之義之有之也

一 素より心持強直也

一 件々々規定書案所學之義之有之也
既之兩處
二 其要何事をも此程所為識之趣とい連ひ私身
三 其認取之義之有之也
且其許諾
相成之義之有之也
所為人狹所相識之義之有之也
實之信取扱之義之有之也
何事をも此程所為識之趣とい連ひ私身

傍に有合紙引裂對席之間に擲出一居
文之に相成面色を變一憤怒甚為扱子

二 相成面色を變

一 言語之不通場合より微細之意味徹底難於解
二 可成之義之有之也
高人一急之如死之如家より中
入之通政府之義之有之也
許容乃至其之義之有之也
更其草其可致謂
曾之其之義之有之也
何事をも此程所為識之趣とい連ひ私身

本文應接中位濃之其越也對席

信濃守

一 今日某會難致函中入墨之字過刻書面之趣
余義筋若必之有縁合只今難致有存意之趣
緩々可也

一 片出張之下大受仕在過刻の中之義出相
字換りり序義知可也下能

一 番細中之趣同級合承知致一能控中之義
可也

一 此程片約中之義を何故片破は成る哉

一 昨年来親々接待致一互に謙実を盡し差

海舟書屋

支書之原ハ厚勘弁之上差免之次第今更何と
て違約可致哉

一 昨の書中は書中へ之趣を志し破不致
の片申 條を難む三度

一 何々之廣を以破々々之申之書

一 最初片談之趣を以私方より商人續書之義
を相認るに字を去る字之改之後此
目は片書面之志土人を鯨漁船とい高之商人と信
取直し右願を何れおと違序之要草を以致
一 當方より續書つて之を去るに當るありと

刑と何事も同様と云ふ商人も土人も互有利無人
 故に又差別せざるを得ざる品物と稱す然るに上と
 商人と認むる方徳尚と可と云ふと取直しと云ふと付与
 不都合と云ふもさし仕出しと通可と認備右商人
 置るも鯨漁船必用と描漢と外日本と云ふも本
 國より持来り仕置不中と云ふも美支を認むる以時
 其義在鯨漢船と爲との文言不認置と云ふも據
 起る所の不認置難お分る旨此儀去難除
 一 改る所全權の慮く對し中上と日事と云ふも
 冥算と存望不存望との陸軍付可と下と戦争付

海舟書屋

好む義と云ふも若くは漫と云ふ帰國可と云ふ也

一 一旦和親取結せし上より戦争杯望可と或亦國に
 海りて事付表互に謀算を弄し一永世と云ふも
 取算計を弄し其お望と云ふ也
 一 陸軍の面と云ふも遊と云ふも熟島を修破り其取を思
 ふ品と云ふ也
 一 書面と云ふも表と云ふも今中に入ると通也方と云ふも續留も在
 留も同様と云ふも味と付語声と云ふも以改と認むる不
 漫と云ふもさし仕出しと通可と認備右商人
 一 一旦改定路と云ふも義を初と云ふも一其を居る底

多忘何事也 信用難在

一 趣意相違多難多忘之文字を換は違ふ家左
近可也中 易助三三之何可通糸之新違三三
情難在也由事一之可明在

一通糸之不行由忘何人之誤三三或右ヶ条
の二二多之由事一中 何事も難解在

一 尤もいヶ条毎之誤索を以て遂ヶ不審之文字未忘
夫ヶ取索一可中 素より下書之実合ヶ儀有哉
應も示談可也

一 今日波定致一其とも明日序認相成之也

又々愛可中

一 左道難惑致致之治定之儀志明致之不待味
所ヶ認入可中

一 既之治定致一之儀序索在也其是之也
引合も不致打捨何事も新之掛合可中

一 新之掛合も致致之儀も次其之也一之是也
互之誠実致致一之漸取極之儀も打消も其實之
心苦致致其具書中一之文字苦仕出之通取也一
其ヶ家臨中一之有之旨致左道事窮窮不
致中一之可然儀も其也

- 一 何れに於て修めざる共は破産成り上は致方無し
- 一 破産譯しるべき事
- 一 書中ニ下官吏を若館表に命ぜりしと有る
- 一 若館位階低きもの共自來政府にあらん限りは日軍に法命可な製筋之を然く
- 一 右ノ通譯譯を製するに國を片蔑視を成し
- 一 此譯言の事
- 一 全不心附お認め事
- 一 私方の差出を書面を以て米利和より可命方
- 一 右認め事と亞米利和より文字序除お認め

海舟書屋

志如何の譯しる事

- 一 命に有る事皆を君より其中付る他の國人
- 一 他に政府の命に儀難お認め古今並通儀
- 一 故無何に亞米利和より文字序除る事
- 一 私方の書に認め事居に附る事可認め
- 一 其認め事序刪お認め上は序題言を
- 一 之譯中
- 一 實に如何に隠し我故を認め可なり
- 一 仰々題を人打擲し
- 一 余由る事
- 一 人を擲る積り全く冒違たりと申さる

之意味より有極之思ひに有日治定跡に於
て一も忽ち其愛に於て

一 意存等者之刑去其助之者其歌之其念之
以不都合之原に於ては於て承之原に

一 是其所換之極に於て誠實に於ては中村直叙
此内之悪意に於て者有之右之議論等其用は故

其故其歸之空流に於て所置之其面流に於て
に都に於て其子に於ては

一 自分共も其初之威權に備るに其巧言
に者其其に其史に於ては其所置之原に於ては儀之

其の世に於ては

一 威權に於て備るに儀に可きものには鬼角外人
之爲に其移を其其に於ては

一 外物に於て移を其其に於ては其其に於ては
事とて其其に於ては其其に於ては

一 右更七里境外出處に於ては其其に於ては
其境外出處に於ては其其に於ては

知事之其也然其其に於ては其其に於ては
其其に於ては其其に於ては其其に於ては

其其に於ては其其に於ては其其に於ては

通序認可を以て且切迫を余象節と相認
難松著去右の内は龍居を以て各目相
掲げたるは文章拙劣を相法則に不叶
難船二字片除可也

一 右々条去其項諍判の上取極既自分共調致
「是巻を書面に通写載る儀に付文字を撰下
迄々儀去可及談求」も趣意を以て撰下
儀引難致能

一 下田鑑基之得たるの文章去其
味を儀に付片除可也

一 辨之と云ふは治定不致加右に通認加儀
付在るに下田鑑基四字の相除可也

一 追々去る情状可相通を以て素々吳城殊
俗儀故私字去急務緊要と存る助も
國に在るは思ふ事一是迄も併
通を以て相認を以て私字切迫
を以て中上を以て急務緊要と存る思ふ
去る所存も難儀義に付る相通を以て
認可也

一 尋常撰去る助去風土も違ひ一
辨之と云ふは治定不致加右に通認加儀

濟共人情を何國も同様に有他邦人之不通行切
迫を其の切迫を其の厄難危を其の誰れ亦知
をりしその治定を其の可認せしむ

一難形を厄難危を其の蓋を其の留を名目と不
揚方文の面徳を其の趣を其の實優を其成り付
おる二字を其除可中在

一書中を要方又其其事を其率と其首を認む
儀當方之文法より難形を其認む其難形を
限るを譯を其趣を其實優を其同様に儀其右
ヶ条を其違を其極を其上外ヶ条一同業文を其

認差を其書面を其趣を其書面を其
其調判を其付を其後を其認標を其書成
この趣を其調判を其書面を其書成を其
動を其調判を其外約を其書成を其
其書を其書成を其書成を其書成を其書成

一且其書成を其書成を其書成を其書成
一双方談判を其取極を其書面容易を其儀を
難相成儀
一其書成を其書成を其書成を其書成

談判時之... 亦取用之... 上者最早是這
之儀以... 之儀以... 之儀以... 之儀以...

一 當方迎... 亦取用之... 亦取用之... 亦取用之...
亦取用之... 亦取用之... 亦取用之... 亦取用之...

一 難... 二字... 難... 二字... 難... 二字... 難... 二字...
難... 二字... 難... 二字... 難... 二字... 難... 二字...

海舟書屋

一 七里境... 儀... 七里境... 儀... 七里境... 儀... 七里境... 儀...
七里境... 儀... 七里境... 儀... 七里境... 儀... 七里境... 儀...

一 中... 如何... 中... 如何... 中... 如何... 中... 如何...
中... 如何... 中... 如何... 中... 如何... 中... 如何...

一 規... 定... 規... 定... 規... 定... 規... 定...
規... 定... 規... 定... 規... 定... 規... 定...

一 者... 品... 者... 品... 者... 品... 者... 品...
者... 品... 者... 品... 者... 品... 者... 品...

反古回極之弊殊多不日多共後亦不相立之弊端
其許進由弊端之所為付先此後其居里其方
可無事之也

一難於之廉取道之難於之外七里境外一
處之出之象難於求之也

一難於之不限危難切迫之難於臨機之不便也
有之幸之也

一危難之如何之事之也

一津浪山核之外急變之災厄之指之也

一切迫之象難於之也

其象之付何事之也
此之象去除是進之序到合可也

一其國之文法之書不書出方之文法之書也
文法有反之加品之議論也其立之像併之也
一其不也國家の損益之不正言助之也
一其書付進之也其象之儀之付此方之書法之也
其方之存象

一其除之可也

一調判之書面取捨之儀也

一其捨之也其底之也其子序談也

此時阿之之教立上り退席可致佈付

出羽守

一 過刻中阿之之教立上り引合中阿之何志素より不快助之とも役儀之寄一 無余象及談判之由左より仮令心度之不應可有とも談端之不

一 序談判と厭ひ之欲之無とも一とも私より中上之儀志理非之不拘一急片打消之案以上繰返所引合中阿之之陳限中阿之儀之付立去可中存
其儀之存在庚

海舟書屋

伝流書

一 理非之無美不打消之儀之無とも只之治定之廣之取重之儀志役儀之對一難中集之旨之取強之
中入之在事之在

一 七里境外之々条之流之序談判之積之修片
除系下之在

一 幾應も中入之通一旦書面之致一各判迄認之儀之
其除之儀志何分難中集之
一 一々条之除系之儀難中集之
同扱片除系下之在

- 一 直買の條も既に「免」の上を除く儀難有來在
- 一 一ヶ條故外は具合もろく拒否成り得る若敷ヶ條に障出有る節も如何に取計に成るか
- 一 双方談判の上名出たい年一儀も故障等出來可致謂ふべき
- 一 先刻の中上を通知せ余儀と在認め以て海難も陸難も皆右の内を孕むる事あり難形も原野に儀も英文も法則も何分難認め
- 一 英文も法則も在り可き併尚方於て右書儀元來未知不致放り面談及び委細承り

海舟書屋

- とも未だ會得有來うべき儀有まて政府に於て書面をこまに了解可成取助之無く且難形も文字に神奈川條約にも有る事あり重複も可成有る地とも其條据置多かり致す
- 一 西除難有來は和文の方のみは認め可成
- 一 本書艱難しき事なき想に論も其も神奈川條約も其も其も強き事あり又下有之る皆自然に國政府等にて言は法に議論も相立を以て自分共懇請有不得止り有る是合を以認る事あり其も其も許あり其も其も其も其も其も其も

与存産

一 規定書が所取替に漏る浸る自因る勿論
同盟之國に之觸るる像に付數十百箇之人
に一之中解り難仕候

一 神奈川條約に見合も引も引も是非を不論自
分共に對し認置る振可仕候

一 左を以て文法之違ひ外人に非諒に難道儀
に於て是所振に爲し難船等と認置
振可仕候

一 箱破を条之内鯨漢船の爲と認置るを志仕

居るもの共自分入用此品物調を儀に難仕候
商人と有るものも醫師連然を儀に難仕候
何れも是れ支支に留鯨漢船の廢去除高
人を土人と認中仕候

一 鯨漢船と認置るもの則ち其中入る基本取掲を儀に
し候者もその調物等も一に儀素より多し支支
に付て供るに多し一に醫師も商人名目も不都
合も以下中実附屬に可仕致尤商人も遊
中の中も遊も有るものも曲り仕るも土人と認
置る振可仕候

一 鯨漁船と有る者多志詞狹く是る支之間に
除中へ戻す候

一 古志再三申入る通鯨漁船必用品之内古志不
都合物件預り其國より積越備置不申候
多志難叶候と商人を多志商人多志多志不取
締在下有実此在留を在許に次第有在更商
人其在居も鯨漁船と津日因り候儀有付家
子細志多志候へ共除候儀ハ難在候儀

一 初度古志談運ひ候仰候得在若候志千八
百五十八年古志表志千八百六十年七月より

年限古志引移を積治定候上志鯨漁船の
為と認置候上志居候候其共往候食料
為永鶏飼飼候上志儀も難出末安付家毎
所趣志多志候候上志除可申下候

一 鶏飼飼附置候儀居候上六聊多志又多志居保
往候上志在疑念も多志候上志條約通可取計
与認加可申候

一 條約通与所斷無候上志渡事候船人候上地有
合候品物ハ日本役人より相送候上條約多志
画ハ聊者相候儀志不仕條約現存候上右

等々之文云云書如六月及不中

一 貴方之都合を以て右様可認申儀ニ之を在る
に可認利不認結着と認可申儀

一 濟米終りの之為と限を不認自入用之取
難調安ニ付何事とも可除可申下儀

一 筆原申入申通基奉須損を不認方之書之法
殊に商人引移之儀ハ政府之意ニ之を認
再々應對話之上事情多據次第に相付り自
分共認許以第ニ之事ト之を不認置之と不認
挿之通之書ニ付貴方之事事情控察致し承付可

海舟書屋

新録

一 右之書を越々志留三月十三日差出之書
委細ニ之を以て今所書入申之と相付り
此等ノ書ヲ存儀

一 今般取極之上を改之書裁不中ニ之を不認
取戻

一 是取とも所認之儀ニ付同之因を認厚
可認着と書入可申儀

一 決り窮届之取扱扱可認筋ニ之を不認
抄取の五字認置之儀兼認可認致在

一 尚七月四日 皇国 皇五月十三日 昔年自国政府英吉利

必之歎の大ニ孫利を済逆ニ獨之ニ業を并
日ニ付私之心行テ 祝砲致テ奉古ハ尚二月十
華ニ蓋頓誕生日ニ祝砲相致テ振合を以貴
砲ニ儀行取計可成下ニ尤先達ニ以誌入用片
取立ニ之儀ニ致テ共ニ志却テ恐入ニ之今
殺ハ失費高直知ラ共ニ下ニ奉古具尚前若館表
ハ馬具并銘酒類亦皆テテテテテ儀ニ存
可成集テ尚港ニ行差置テ成テスク一子ハ松林
借以テ一取ニ中ニ奉儀

一 祝砲ニ儀志承届若館テテ馬具等取寄方ニ儀ニ
如何取テ取計可成テテテテテテテテテテテテ
十条中ニ認入ニ儀ニ是非共義引可成致儀

一 祝砲等ニ儀志承届若館テテテテテテテテテテ
終及テテテテテテテテテテテテテテテテテ
何テテテテテテテテテテテテテテテテテ

一 自分共ニテテテテテテテテテテテテテテテテ
テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
一 今殺テ儀志承テテテテテテテテテテテテ
寄表和案人ニテテテテテテテテテテテテテテ

迄所談及之其共善諾志仕業

一 幸々々之夜中應接心中之事も聊厭之儀之儀
保最早夕景之儀在米敷刻之引合大儀之孫子
之有控明之引合之儀可成歸空之儀昨日之儀
其書之面之其書之双方之儀之儀之儀之儀之儀
并有之儀之儀

一 明日之儀日曜之儀付明後日四半時當席之儀
出控所談判可申上儀

一 若館表之儀本心之儀其因ライスガの書簡以
之到末之儀若相届在 幸々之儀之儀之儀之儀之儀

海舟書屋

柄之儀

一 若書簡中之儀付可申上儀其儀有之儀得
其件之儀之儀談判之儀之儀之儀之儀之儀之儀
可仕儀

右之通之儀之儀

己丑五月

己丑五月朔日於所用所信濃守出羽守二国官吏
及對話之趣之通之儀之儀

出羽守

一一耶白引合置之儀定之好思案之有之儀之
先刻之待之居能

一過日序談之趣之者自然懇篤之意を破
多助之有何率双才却合宜穩和相論之執仕家
之實之寝食之不安工丈仕之儀之居能

信濃守

一自分共之種之勘考政之得在何分兩全之所置之
之之付其許見込之趣着之於中條之執可致能
一私見込之趣認取持系政之官一應可入内以能

海舟書屋

尤時移人替り之得之唯書面之正を證據と致し
其故繁難之者之却之疑惑を生し其基之付要者
之掲之土人而湊續留之儀并下官吏在任之
儀之也一纏之相認能

一 下回米儲之湊不本之百米利加船有用之品日本
人より給之難ふ之知之百米利和土人之下田箱
館小續留き之正不之之改之并合在國政之府の
下官吏之米儲之置之之之也
有之味々中上之通病食之不安双才差之不相
其指心力を盡し勤弁仕之儀之付取用古殿の

公指留左も各々を以て最早私より片談志仕留
 尚ほ但一昨日より片談志を相立五米利和松乃
 五字を加入するに付土人引移しに年限を相除
 中は先規定書一紙抄きの後政府に申上るに其
 筋序調へよふ引移しに係し付き十年以内
 余りも儀を決しにせしめ候

一書面にて遊むに聊差支なく併土人引移し儀
 三十年程に際し由りて在湯在當所は三十年後
 と談望も儀に付年限不認にせしめ難む候

一此程片談しに片箱館に一年當所は三年末

限厚之を湯在右ハ片談中上を迄に未だ治
 定志不致儀に付私字も之難認加五米利和
 船に五字を認むに年限を除き儀に在宥
 許勿論も書に付今般相省中候

一互に心情を察し一誠實を尽しに上り別後遊志
 志中何れも好む一俸主人等引移し儀も可及ぬ
 等々も無儀以實推察候に右も年限未だ未
 是談判中候も儀に付今更省も之遊志不相
 貫て可書取に通じ認末に下用は千八百六十年
 七月より箱館に千八百五十八年七月より相記

可中庚

一私字三子仰之任之正未利加私之文字認加儀之
有右年限文之儀之申條序立可下下條

一年限之儀志如何報中守之共相省之儀志雖
成併互之勘矣之要互相施之形柄之付下田第條
共同年限之可致在

一在之公海港之也千八百五十八年七月四日あり
相認治定可仕在右之と兩正之文際も平和
お慰實之大悦仕矣

一規定書前文之儀志以程私の差出之書面

海舟書屋

之通相認之序

一取極之件之趣意志委細ヶ条中之有之儀取前
文ハ可成文簡易之跡之序昨年魯西互使節
之為取替之規定書之振合之之旨有之準
之短之取直之可中在

一如仰前文表文中之大意を摘之短之認之也
一と跡之儀之付素の繁雜之者不認之積之
之序之認程も文章之儀之有品之序議論も
之之之得共和文之体裁を以英文を以添削
之案之之之趣意を摸通難く相成中在

一帝國日本之誰云米利和合衆國之誰互之政府之
今權を以て日本下回に於て左に條々を定むるに
其得る簡易なりと可然と好む

一昨日本條約を取極今日又其儀を取極む如
き場合に漫然如仰に認聊差支なく是と
も神奈川條約之後既に教年を経出ず改
正取極む儀に付右を以て適出を不任何事とすも
私に差支なき書面にて通片認可を下す

一左迄懇情^注儀を以て中々通可を認度
一書面日附の儀に以て條件に決まらざる相成る日

を治定むる日と心得相認むる可然と

一其通相心得書方五月廿六日と可然と

一直買の條に申眷族仲間との文言有る仲間

二字如何に譯むる部

一眷族の中に在る一屋内に居る者も指しに儀眷
族仲間の中を得る始終其一家中同居族
者も儀に一兩あり合を以て仲間と名
之全一家中に在る者計を指しに儀と名
之其一家中に用向書に記す越居る者有
るも右も眷族外に付直買等交不相

成右ノ二字相添多ク鄭重ニ儼ニ所産此ノ
 條ノ不限如何ノ文字を填置後日右ノ中種ノ
 仕年子と産ノ致シニ像等ノ私書一切不仕
 一右採非劣ノ取計ヲ許スルニテ多ク儼ニ右等
 ノ掛念モ毛誤不ク致ス

一書面所決定右威ノ出ルノ條ノ順序を正シ
 今一應所打合ニ上和文英文葡文トモ一綴ニ致
 一法同振各判可仕尤私字ニ多ク近キ英吉利佛
 蘭西等同盟ノ國ノ相示ノ名判者致有積出右前
 振字ノ所各前一列ニ右年ニ多ク法接有ニ心外也

一自分共ニ和文ノ力ニ名判可致ス
 一左ノ以テ英文ハ官更和文ニ下田然其調印ニ
 蒙文ノ認置可申但葡文四通ノ内ニ通志片名
 前を前ニ致シ却通ハ私名前知前ニ認可申右認
 方ニ四通在私方ニ相仕可申也
 一各前前後等ノ像蓋知致シニ認方ニ却通ニ双方
 可仕也
 一昨日所掛テライスノ書簡如何ノ事柄ニ
 一規定書若取替相濟ニ可申也
 一若取替後ニ多ク不都合ニ微細ノ儀志後日可申也

一 何事をも可申す取柄を以て今より取り置る

一 此儀一纏と不申すも不都合に付最早規定書に

不申す為取替可申す其の上より申す上置置密事

に談判を掛り右右漏次等委細中に取替可仕

一 箱館表より馬具を外取置る由右表自分共中

に其許の書面を以て取替自然不都合之儀可有

之に難計に付一書差出取替可仕

一 右取替方より申す漏次上相預可申す

右に通置置る

己酉五月

己酉五月五日於所用所信濃守出羽守等官更に
及對話之趣左に通置置る

一 應挨拶早

以方

一 為取替之書面一應為讀合矣之調判可致

彼方

一 恙知仕る尤私儀ハ右取替の之調判に付特懸

取替方一覽可致下矣

規定書留置る分知通彼方の其意

一 自今三通何事也 和文英文崇文譯とも一纏
 一 一都合五通東山多事即伊東貫高と外
 一 通和并彼方通弁官とも一同と讀合並致
 一 多事相違事とも趣と付一旦退席調判と上
 再出

一 讀合多相違と付自今共調判致し相違語字可
 新致也

双方規定書為取替

一 片寄國にあり最早十月三日相成中と事併し今
 日と事相違と事限大慶仕能

一 自今共おりのも同様大慶仕能

一 規定書為取替相違事と付此程中と事併し相
 館表に渡来致しと事ライスと事書簡と事併し付委細
 度中と事可相成と事人構と事併し可相下也

一 密事と引合中と事と事と事取捨と事退席可相付也
 密事と事一回退席致致

一 此程中と事と事通自國と事他邦に取出入取替書
 一 一と事者の上中下と事コンシユル并コンムルシユルエセ
 一 一と事限り取替書取替書西洋各國の仕来と事併し條約
 一 為取替相違事と事一互に官更可相と事免許と事

其の格も左も多々場所ハ工セント美里中ハ工
 セント志身分も低く商賣取扱りの共可美里
 園柄も政府之交際等為取扱も儀も有之を儀に
 先ハ商人と立話るるも政府之儀も其係不致事ハ
 一 左もハ若館表ハ官更可美里免許多々ハ西洋
 諸物も振合ニ准一工セント美里中ハの存念も
 美里之儀も其係

一 仰も通ハ内産も尤ライス美里之儀も其係ハ政府
 中ハ之儀等一切多々事柄も其係ハ其係
 同人ハ書簡も其係ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係

係不致全商賣筋一通ハ取扱も其係ハ其係
 其係

一 ライス之儀も其係ハ政府之命も其係ハ其係
 一 唯今中ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係
 其係ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係
 書簡も封印も自國政府印も其係ハ其係
 政府ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係
 私ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係
 其係ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係
 可起も其係ハ其係ハ其係ハ其係ハ其係

亦之の不便なるを留預之趣は内閣に在りて之を
之は都合も宜可有之を存存

一 ライス差越をも今般取極之儀其政府におきて差知
之を儀既之被地は下宿更差置を積取極之止
ハ同人者引拂きて可然也

一 ライス在留之儀ハ神奈川條約當分滞留之原
之依り得る差支なき事之を存存 同人儀も定
不右之心持て可之儀

一 ライス滞留之儀ハ今般取極之儀下宿更差置
其前引拂を積之可有之儀

一 是迄も折々其仰之儀も滞留之儀ハ凡何年何
月と限り當分之年も我般之相同原也

一 自分共西洋諸州之風儀等素より亦知不致之滞
其只今其許中其多之趣も亦官更可有之儀免許之
之場所もエセント差置を儀海外一般之儀其故儀館
表も右之具合もエセント差置も亦之存念も差越
之趣在りて下宿更差置を積合も亦之存念も差越
之事も亦存之間差合も儀も亦之存念

一 ライス儀エセント役之儀ハ政府の達しも亦之推察
迄之儀故公然と之影中上滞留も亦其儀との儀ハ

西者利和土人之意之中上之儀役儀之状と云々
里々殿小振との儀ハ末七月迄私分中上謂々此座也

一 序題篇之儀之中上之自然同人儀ハ下在更役
中付多振了右末改節中剛之居沙汰云々彼地
江市美之區成其列之江都令也宜可有之神奈
川條約も亦分滞留也其文言居座之上江美
置難在末助云々之の意も亦在尤右當分
文章ハ改之江論談も亦在好之得在論一也
互之中分有之理非落意近ハ一十年也右然可
中末七月之玉之儀と土人江之儀と居座之儀と

成居之江此儀ハ分儀居談不仕也

一 ライス身分等之儀只今中上之通之江某二付以後同
人一條列毎私ハ居沙汰昔有之江分儀也

一 別儀及惣令之儀ハ其之儀

一 序國之取實之肝要之儀中上之儀右之儀之儀
英國之唐水戦争也ハ其之始末之儀ハ其儀
中上之儀ハ其儀ハ其儀

一 風等之江及最之儀ハ其儀ハ其儀
巨細承知も亦ハ其儀ハ其儀

一 私儀も又傳之儀故其之儀ハ其儀

分り違ふるを説き存存

一 心海に可なり安細美り度辰

一 廣東の唐國第一の港にして億兆の人民住居あり

五大物中の一の大都會にして港の入り街市は

日本里教九十二里港に格別堅固なり其地を

葉中流の孤島とも四面に大砲を安置し双方に

あり最大の大砲 玉目八十四
ポンド あり其地を可なり

解港口の廣東府近し兩岸要害にして地は悉く砲

臺を設け嚴重に備置し其地を可なり

人々を奪取し廣東府も燒打し達府内居住し富

高十万余戸を有する一州に灰塵を有する一教

億の貨物も島有する其地を可なり

其地を自ら并佛蘭西等以一併に携へる者あり

今全英國と唐國との争鬪を有する由昨年秋共

条組出港の船をサンセント島に松狩アルムストロ

ングより中越の同人数も殊に当地に可なり

右強擄の付唐の諸港に其地を本國に有する者

護政の故に故急に渡来難を成越る者あり

中よる英人シヨンボリックの渡来不仕る彼争戦

お存する故に後を有する

一 關戰右起... 何月頃... 事... 其... 哉

一 四五... 月... 以前... 事... 存... 漢... 只... 今... 戰... 之... 後... 英... 國... 附... 屬... 之... 中... 度... セイロ... 之... 意... 以... 願... 之... 兵... 卒... 之... 出... 一... 唐... 之... 一... 時... 小... 押... 濱... 之... 勢... 以... 多... 以... 前... 合... 戰... 之... 中... 之... 由... 之... 所... 在... 也

一 右... 者... 何... 等... 之... 事... 柄... 多... 何... 事... 之... 方... 分... 事... 端... 相... 関... 多... 哉

一 英... 國... 分... 仕... 向... 多... 哉... 唐... 之... 分... 釀... 之... 勢... 多... 哉... 柄... 其... 也... 登... 輝... 之... 義... 則... 不... 仕... 在... 私... 考... 之... 事... 多... 哉... 不... 遠... 日... 幸... 海... 口... 數... 方... 之... 軍... 艦... 渡... 來... 跡... 一... 事... 最... 兆... 之... 事... 存... 之... 於... 右... 等... 之... 像... 之... 舟... 可... 中... 上... 子... 細... 之... 形... 存... 之... 漢... 在... 右... 他... 日... 正... 面... 合... 之...

海舟書屋

其... 之... 先... 今... 日... 之... 是... 之... 之... 片... 暇... 可... 中... 上... 也

一 此... 程... 之... 中... 以... 之... 香... 港... 之... 若... 館... 表... 之... 積... 廻... 一... 之... 馬... 具... 之... 事... 取... 寄... 寄... 之... 儀... 急... 送... 之... 事... 多... 哉... 留... 寄... 之... 漢... 在... 如... 何... 於... 之... 都... 合... 跡... 一... 取... 寄... 可... 之... 間... 目... 録... 書... 多... 共... 之... 也... 其... 也... 小

一 陸... 地... 之... 事... 四... 十... 日... 也... 相... 掛... 可... 中... スク... 一... 子... 儿... 船... 之... 事... 多... 哉... 之... 事... 之... 日... 之... 内... 之... 事... 往... 返... 了... 之... 事... 何... 卒... 右... 片... 船... 拜... 借... 之... 事... 仰... 付... 寄... 之... 也

一 スク... 一... 子... 儿... 船... 寄... 港... 備... 附... 之... 事... 多... 哉... 具... 之... 通... 之... 艘... 之... 事... 之... 上... 不... 財... 之... 以... 之... 其... 外... 之... 事... 多... 哉... 之... 儀... 之... 有... 容... 易... 之... 類... 筋... 之... 事... 多... 哉... 寄... 寄... 之... 儀... 多... 哉... 之... 事... 多... 哉...

一嘗地之彼地之船便有之官為其哉
 一嘗所夕志之江戶表之幸原之有之庚
 一風順吹其之得共先志船便之可速之可相達
 且昨年渡年路之商人よりユトル儀路其相
 儲表之余之其程當港之乘廻り之由之得之
 若品物同人持余可成之得之是以不定之儀
 付可相成之箱館之計之添簡之船便之
 取寄相成之換序取計之成下之幸原
 一取寄之之何是彼地幸原之無合之上右之
 續之致之積之庚

一スクリ子ル船拜借路之為中意ハ今日為臣取替相
 成之規定之書早之幸原之差之中之原箱館表
 之幸原之幸原之原之官通各官并口之支
 那人之右片船之為乘組急速回所之差之
 自心之者之取之相托之積尤拜借申之船便
 等差之其心之得之原之
 一熟篤之官柄船便等之聊不端之得之何之出
 節貸之其儀難出末之
 一島西之人之返上之スクリ子ル船江戶表之
 廻之由右之何日戻歸之可仕之哉

- 一 江戸表おのり用ひ字相本儀付明港不跡
- 一 箱館表に書状を封四五日申に右認差上旨
旨何卒子便に以所届成下度有
- 一 美出さき次第差立可成有
- 一 自心より名當所を箱館程の場所へ書問呈出
三日限より封へ運賃錢百文位に所在は尤官
府へ書状送り賃銀を同扱差出申度
- 一 規定書取替り相漏り旨以上を以程打合置に申君
の印證照應の上密事へ談判兼り度右日限何
日頃より差支なきに成

- 一 明日の上曜日明後日曜日右両々以外は差支
なきに併し證照應跡に共申因に文字序同
扱に年知不致共儀難申に旨一應崇文に譯
双方證書之趣得に申知の上申席照應仕度
幸存度
- 一 尤儀之通可成取計度
- 一 私所持証書に大統領印章ハ明日翻譯為致
証書に差立可成
- 一 當字より明日譯書可成送度
- 一 左より明日より同日出度席に以照應可仕出

日之日本大君之御印章之國大統領令之中章之儀
互之持出之儀之有禮節之畫之儀勿論之旨
正服之儀之採可仕之

一 右之持出之可申入之儀之儀之自分共初一同正服
敬礼之儀之儀之得之有之在

一 執政方之末後之儀之書簡之寫之序所持
新為之儀

一 所持之儀之在
右之通之儀

己酉五月

海舟書屋

三米利如官吏之引令之儀中之書付

井上信濃守

中村出羽守

三米利如官吏之引令之儀之追之應接之上之儀
定仕之大意在中之在

一 長崎港之開港之事

是之去魯西之在許古之儀之儀之通之儀
市軍港有之儀中之儀之儀之儀之儀之儀
以之儀之積之

一 下田若館に豆米利加土人並下官吏差里事

是土人豆米利加船に用ひ破帆糸綿之外
必用物に内日本船に難儀分毎一は下官吏
若土人差里に付取締等事以て決る事
本年六月より是迄積

一金銀量目替并吹減等事

是金銀とも日本分銅を以量目を秤し吹減
入費より六分積取事

一 日本豆米利加人互に相討法を犯し是取計方事
是も双方事并コシエル於て各自國之法を

以裁判致し積

一 長家下田若館に船修復并欠之品を代料事

是も洋金銀を以勘定し善量銀量事
是品物を以右償を積

一 官吏七里外出歩事

是も難船等切迫の場合に是も不中出積

一 下田おろて品物直買事

是も官吏并有吏館内之積を以のり美
免し積

右七條より書面を通治令仕條須書し振合

准一私共志和文彼方之嘆文之書付に双方調判
跡一葉文之詳右添昨方之書用所於之為取留中
其尤進之應接之種抄等中上置之儀之為始其為
其替之十條之内兼之片差漏通模通無之儀也
有之而之込之引合之紙上之書難考意味も不明
留留紙信濃中留府之儀窺之通在何處之書為
而留之書付其之書持系委細其書中上之抄仕度
書持系依之此後中上之書以上

閏五月六日

若館表上渡基之五人ライス等之儀付同國官更

中之書題中上之書付

井上信濃守

中村出羽守

別紙中上之國官更之引合之書之規定書之取留
右海舟之付兼之中上之書之今取若館表上渡基之
人ライス身分等之儀夫之儀之書同人等コンシルシエ
ルエゼント コンシルシエル四等之内 之國政府之書付書
持系渡基之由ライス書の中上之書之通之儀之
其得之書表の中更方之書之儀之彼政府より達之書

之有付在莫おろそ一ト通之云米利犯人渡来迄之
 儀与心得之旨回人オ分等之儀付有之旨向私共之
 對中在筋之旨中其共余官書中中越之
 越之空皆最之邦与嘆咭喇大戦争に發既四五月初
 嘆兵之勢猛烈之廣東港之砲臺 八十ポント以上之
大砲を方拵据 之始
 又港口川岸通之一同燒拂に戰爭盛之由右有嘆國
 ボーリック等長崎表渡来之儀近之跡之者之由之右官
 吏古後居之軍艦之儀日前書戰爭之旨廣東港之
 豆米利加船之外警備之旨の廣東之砲台跡之者之由
 渡来迄之跡之儀右軍艦總督アルムストロングより

海舟書屋

中越之義之旨官書中其右之旨は沙汰之次第
 也其之旨官書對話書に添は候中上之旨以上

閏五月六日

箱館表之假止宿之旨書付
 之儀之旨中上之旨書付

竹内下野守

箱館表之假止宿之旨書付
 子中下田官書中上之旨書付ハ不審之旨之由右官
 吏ハ其之旨日本全國に關係跡之旨有之旨惣傳之旨

心得を儀々何政府の違ふ事々可なり越調き事々
 言中居る由一應尤も抑も右等事々以て下因事以
 應接之趣もライスより事々越も書翰之封印も自
 由政府印章之紛き事々も同政府の差越事々の
 事々相違事々居る事々も併政府の官吏書翰事々
 之共同人身分等友交引受事々合苦い事々難く尤
 破し之疑事々の事々も預之趣も同政府の官吏
 事々併國之片都合も宜く可有事々も事々越も事々
 前後不都合事々係事々日本金事々關係事々も事々
 更事々上事々亦國之拘りも儀々何事々も引交一已之難

決儀も彼々政府に原より中事一事を以て可
 越儀も以上若儀の軍船も越事々即然事々も
 且其役も亦事々も頭者も談判も關係事々も併令
 ライス運船も抑談事々も彼々政府の命事々も事々
 志難事々計事々中事々も強事々船中も押入事々も
 且事々も難く然事々上も彼々政府に其書翰も以て
 總合事々も其高事々越居る事々も事々越も何事々
 事々下因一於之談話も其事々外も事々有る事々
 事々も事々存事々も事々も是も容易より事々果可事々も
 不事々存事々も事々同役共伺之趣も其儀も事々空事々織

部正儀廻浦見合下知右待存上在子不疎之不
都合之儀之付右伺之趣何事之不早之西沙汰在座
其取仕度事存之儀之此候中上様以上

己酉五月

閏五月十九日備中守右濬

覺

書面若館表之取止而終在之互善利如人ライ
不儀之付之志退之達之趣之通下田表於之同國
更之及應接之趣之有之治定之儀之退之可相

海舟書屋

達之可織部正儀之有之不拘廻浦之拾可取
其事

前同人右濬

公相館奉外

覺

下田表之於之互善利如官更之應接之趣別紙
寫之通之有之其旨為心得相違之右之付之志
館表之下有吏差里之儀等下田之於之規定書為
取替右之海舟之治定之儀右達之次其之可取取

曾右之心得を以て計置多振可也致多事

同年七月四日備中

箱館奉行

若館港に來午年六月下旬より合意國之下官更
美直を積下回表におりて以て利和官更と談定
上条約取結先達お違を通知定書より取替お
漸を事三付ライス儀と更其度を報も出本中
為る間右規定書より取替せお違を以てライスに
之中談定午六月に書利和國の別紙下官更美

趣を以てライス最を美直を積置多談定おりて
多振可也致多尤先達先是之振合を以て
此篇為致置可也且又下官更位者内并置
利和土人美直を場不替儀去後害不本此地
所見之取締の助等儀厚く勘弁を加へて
伺多振可也致多事

按て外國人之條約は大概彼我兩國の文各
一通二取り蘭文を添ふを例として而して其譯
文を皆我々譯官の起草に係り然る其行文
の緩嚴より主意大に程度をとりおしとせ

之うに初もまぬい彼我の議論を生けりては從
 原文を仔細に見ぬい毫も彼の意見に抗する
 能はれし止むりの多し蓋當時我の官吏才外
 國文字を解する者なきより一切これに譯官
 任せしむるに其糾纏あるもこれを見出はるの明
 なくまの譯官の素より賤職より其重大の責
 任を負はしむる者あるに一場議論の因
 滑をえりり以て其職を及ぶるも其は是強て
 答むべきにあつた開港の當初様相の折衝を
 する際我の言辭未熟より毎に外人の雄辯

日抗する能はれし往々其不利を享ず亦職と
 してこれより由る歎早に竟當を有者愛通の累に
 之に外交の事起るに至るに依然として仍
 舊時の思想を改めず吾人を賤視し尚且國家
 至重の大事を委してこれに委は抑亦何の心ぞや

(問合 阿蘭陀大通詞 公達取振振之事)

書面を通し内用達町人共同様者有る也

閑國起原卷十四

九五

海舟書屋

